

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 4 年 6 月 2 0 日	
滋賀県知事 殿	
0	提出者
	任 所 大阪府大阪市中央区久太郎町 2 - 5 - 3
	氏 名 前田建設工業株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 諏訪 俊雅 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 0 6 - 6 2 4 3 - 2 4 1 4
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。
事業場の名称	前田建設工業株式会社関西支店（滋賀県管轄内作業所）
事業場の所在地	滋賀県管轄区域内
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0 6 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高（令和 3 年度）：3 8 . 9 9 億円（税込）
③従業員数	3 6 7 名（関西支店）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材は、4品目(コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスコン)に分別。その他紙くず、廃石膏ボード、金属、廃プラなどは4品目以上に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・小口回収システムをさらに定着させる。 ・分別ヤード確保と分別品目・方法の見える化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストの使用率を上げるため原則紙マニフェスト使用禁止としている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・さらに電子マニフェストの使用率向上に取り組む。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。 ・再資源化率の高い処理業者を優先的に選定していく。 ・委託先処理業者に対して定期的な現地確認等を強化する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 （単位：t/年）	がれき類		ガラス、コンクリート、陶 磁器くず		廃プラスチック		金属くず		汚泥		紙くず		木くず		廃油		建設混合廃棄物					
	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画	現 状	計 画
産業廃棄物の除去の抑制に関する事項																						
排出量	570.1	513.1	0.0	0.0	1.8	1.6	0.0	0.0	864.0	777.0	0.0	0.0	10.5	9.4	0.0	0.0	18.5	16.0				
これまでに実施した取組																						
今後実施する予定の取組																						
目が行う産業廃棄物の再生利用に関する事項																						
自ら再生利用を行った（行方）産業 廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
これまでに実施した取組																						
今後実施する予定の取組																						
目が行う産業廃棄物の中間処理に関する事項																						
自ら中間処理を行った（行方）産業 廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
目が中間処理を委託した（行方）産業 廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
これまでに実施した取組																						
今後実施する予定の取組																						
目が行う産業廃棄物の埋立処分又は 海洋投棄処分に関する事項																						
自ら埋立処分又は海洋投棄処分 を行った（行方）産業廃棄物の量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
これまでに実施した取組																						
今後実施する予定の取組																						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項																						
全処理委託量	570.1	513.1	0.0	0.0	1.8	1.6	0.0	0.0	864.0	777.0	0.0	0.0	10.5	9.4	0.0	0.0	18.5	16.0				
議員認定処理業者への処理 委託量	366.2	359.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
再生利用業者への処理委託 量	566.4	513.1	0.0	0.0	1.8	1.6	0.0	0.0	864.0	777.0	0.0	0.0	10.5	9.4	0.0	0.0	18.5	16.0				
認定中間処理業者への処理委託 量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
認定中間処理業者以外の中間 処理業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
これまでに実施した取組																						
今後実施する予定の取組																						

1,464.72

別添 1 処理工程図

総合工事（解体工事を含む）

- ・ 優良認定業者の積極的活用
- ・ 産業廃棄物の処理状況の定期的な確認の実施
- ・ 電子マニフェストの利用（原則）
- ・ 分別の実施
- ・ 石綿含有廃棄物 → 最終処分場に委託処理
- ・ がれき類
 - ①法令等に基づいた上で、自ら利用できる場合は現場内利用。
 - ②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ 建設汚泥
 - ①法令等に基づいた上で、自ら利用できるものは現場内利用。
 - ②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ その他 → 原則、再生処理業者に委託して再資源化。

別添2 管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

別紙

支店統括責任者	関西支店長
廃棄物等管理統括責任者	環境統括マネージャー
役割	①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物等管理統括責任者の任命
支店安全環境部長	①環境統括マネージャーの指揮
環境統括マネージャー	①支店の廃棄物等管理統括責任者 ②廃棄物等の実績把握と本店への報告 ③マニフェストの運用管理及び保管 ④廃棄物処理委託業者の調査、及び承認時の確認
支店土木部長・支店建築部長	①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②マニフェストの運用管理
作業所長	①廃棄物等管理責任者 ②産業廃棄物処理施設を設置する場合、技術管理者の指名 ③特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の指名
環境担当者	①マニフェストの運用管理 ②産業廃棄物等の分別、保管、処理の管理 ③廃棄物の排出実績の記録

廃棄物管理体制図

